㈤　ほたて貝けた網漁業	百分の九十
㈥　底びき網漁業	百分の九十
㈦　太平洋さけます流し網漁業	（略）
㈧　すけとうだら刺し網漁業	百分の八十
㈨　刺し網漁業	百分の七十
㈩　すけとうだらはえ縄漁業	百分の八十
㈠　ふぐあまだいはえ縄漁業	百分の九十
㈡　いか釣り漁業	百分の八十五
㈢　かつお・まぐろ漁業	百分の九十
㈣　釣り漁業	（略）
㈤　かにかご漁業	百分の八十
㈥　その他漁業	百分の八十
㈦　小型合併漁業であつて底びき網を使用して営む漁業を主とするもの	百分の九十
㈧　小型合併漁業であつて㈦に掲げるもの以外のもの	百分の八十五
三　第二号漁業のうち令第五条第二項第二号に掲げる漁業	
㈠　小型定置漁業	百分の七十五
㈡　さけ定置漁業	百分の七十五
㈢　大型定置漁業	百分の七十五
四　特定養殖業	百分の八十

別表第三（第六十四条関係）　（略）

（新設）	（新設）
㈤　まき網を使用して営む漁業	百分の八十五
㈥　はえ縄を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	（略）
㈦　はえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業	百分の九十
㈧　釣りによつていかをとることを目的とする漁業	百分の八十五
㈨　浮はえ縄を使用して又は釣りによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業	百分の九十
㈩　はえ縄を使用して又は釣りによつて営む漁業であつて㈥から㈨までに掲げるもの以外のもの	百分の八十
㈠　棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	百分の九十
㈡　敷網を使用して営む漁業であつて㈠に掲げるもの以外のもの	百分の八十五
㈢　船びき網を使用して営む漁業	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
㈥　漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業	百分の七十五
㈦　漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業	百分の七十五
（新設）	
（新設）	（新設）
㈠　㈠から㈤までに掲げる漁業以外の漁業㈥及び㈦に掲げるものを除く。	百分の八十
㈡　十トン未満の漁船により㈠から㈢まで及び㈣に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて底びき網を使用して営む漁業を主とするもの	百分の九十
㈢　十トン未満の漁船により㈠から㈢まで及び㈣に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて㈡に掲げるもの以外のもの	百分の八十五

別表第四（第六十四条関係）　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、漁業災害補償法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（漁獲金額等の認定基準等に関する省令の廃止）

2　漁獲金額等の認定基準等に関する省令（昭和三十九年農林省令第四十四号）は、廃止する。